

○ 工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）新旧対照表

【下線部分は改正部分】

改 正 後	改 正 前
（指名停止の期間の特例） 第 3 有資格業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 ヶ月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。 一 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 ヶ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。 二 別表第 2 第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 12 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 12 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。 3 部局長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前 2 項及び第 4 第 1 号から第 3 号までの規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間まで短縮することができる。 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍（当該長期の 2 倍が 24 ヶ月を超える場合は 24 ヶ月）まで延長することができる。 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第 4 に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第 2 第 12 号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了して	（指名停止の期間の特例） 第 3 有資格業者が 1 の事案により別表各号の措置要件の 2 以上に該当したときは、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ指名停止の期間の短期及び長期とする。 2 有資格業者が次の各号の一に該当することとなった場合における指名停止の期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の指名停止の期間が 1 ヶ月に満たないときは、1.5 倍）の期間とする。 一 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に係る指名停止の期間の満了後 1 ヶ年を経過するまでの間（指名停止の期間中を含む。）に、それぞれ別表第 1 各号又は別表第 2 各号の措置要件に該当することとなったとき。 二 別表第 2 第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 11 号までの措置要件に係る指名停止の期間の満了後 3 ヶ年を経過するまでの間に、それぞれ同表第 1 号から第 4 号まで又は第 5 号から第 11 号までの措置要件に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。 3 部局長は、有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由があるため、別表各号、前 2 項及び第 4 第一号の規定による指名停止の期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該短期の 2 分の 1 の期間（第 4 第一号に該当する場合にあっては、別表第 2 第 6 号、第 9 号又は第 11 号に定める短期を限度とする。）まで短縮することができる。 4 部局長は、有資格業者について、極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各号及び第 1 項の規定による長期を越える指名停止の期間を定める必要があるときは、指名停止の期間を当該長期の 2 倍まで延長することができる。 5 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

いるときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

- 6 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合、又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号、第11号又は第12号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

二 別表第2第5号から第12号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令若しくは審決又は競売等妨害若しくは談合に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき（前号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

三 別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第6項の規定の適用があったとき（前二号に掲げる場合を除く。） それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間

四 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等

- 6 部局長は、指名停止の期間中の有資格業者が、当該事案について責を負わないことが明らかとなったと認めたときは、当該有資格業者について指名停止を解除するものとする。

(独占禁止法違反等の不正行為に対する指名停止の期間の特例)

第4 部局長は、第1第1項の規定により情状に応じて別表各号に定めるところにより指名停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号の一に該当することとなった場合（第3第2項の規定に該当することとなった場合を除く。）には、それぞれ当該各号に定める期間を指名停止の期間の短期とする。

- 一 談合情報を得た場合、又は国土交通省の職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者から当該談合を行っていないとの誓約書が提出されたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第6号、第9号又は第11号に該当したとき それぞれ当該各号に定める短期の2倍の期間（当該事案について、有資格業者である個人若しくは有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）又は有資格業者の役員若しくはその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）の関与が明らかである場合に限る。）又は1.5倍の期間

二 入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく各省各庁の長等による調査の結果、入札談合等

関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号から第7号まで又は第12号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号から前号までの規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

五 国土交通省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号から第12号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第1号又は第2号の規定に該当することとなった場合を除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄）	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等（有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書きを付した役員を含む。）をいう。以下同じ。）	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等（有資格業者の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時工事の請負契約を締結する事務所をいう。）を代表する者でイに掲げる者以外のものをいう。以下同じ。）	3ヵ月以上9ヵ月以内
ハ 略	
2～4 略	
（独占禁止法違反行為）	
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第5号、第6号又は第7号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

三 国土交通省又は他の公共機関の職員が、競売入札妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の3第1項に規定する罪をいう。以下同じ。）又は談合（刑法第96条の3第2項に規定する罪をいう。以下同じ。）の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第8号、第9号、第10号又は第11号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき（第一号の規定に該当することとなった場合は除く。）それぞれ当該各号に定める短期に1ヵ月加算した期間

別表第2

贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
（贈賄）	
1 次のイ、ロ又はハに掲げる者が当該地方整備局の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 代表役員等	4ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 一般役員等	3ヵ月以上9ヵ月以内
ハ 略	
2～4 略	
（独占禁止法違反行為）	
5 当該地方整備局が所管する区域内において、業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に	当該認定をした日から2ヵ月以上9ヵ月以内

違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号及び第12号に掲げる場合を除く。）。		違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	
6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から	6 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から
イ 当該地方整備局の所属担当官	3ヵ月以上12ヵ月以内	イ 当該地方整備局の所属担当官	3ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2ヵ月以上9ヵ月以内	ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2ヵ月以上9ヵ月以内
7 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内	7 当該地方整備局が所管する区域外において、他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に関し、代表役員等又は一般役員等が、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、刑事告発を受けたとき。	刑事告発を知った日から1ヵ月以上9ヵ月以内
（競売入札妨害又は談合）		（競売入札妨害又は談合）	
8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（第12号に掲げる場合を除く。）。	逮捕又は公訴を知った日から	8 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人（使用人においてはイに掲げる場合に限る。）が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から
イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内	イ 当該地方整備局の所管する区域内の他の公共機関の職員	2ヵ月以上12ヵ月以内
ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内	ロ 当該地方整備局の所管する区域外の他の公共機関の職員	1ヵ月以上12ヵ月以内
9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨	逮捕又は公訴を知った日から	9 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に関し、一般役員等又は使用人が競売入札妨	逮捕又は公訴を知った日から

害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（ <u>第 1 2 号に掲げる場合を除く。</u> ）。		害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	
イ 当該地方整備局の所属担当官	3 か月以上12か月以内	イ 当該地方整備局の所属担当官	3 か月以上12か月以内
ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2 か月以上12か月以内	ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官	2 か月以上12か月以内
10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（ <u>第 1 2 号に掲げる場合を除く。</u> ）。	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上12か月以内	10 他の公共機関の職員が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 3 か月以上12か月以内
11 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（ <u>次号に掲げる場合を除く。</u> ）。	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上12か月以内	11 国土交通省の所属担当官が締結した請負契約に係る工事に、代表役員等が競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。	逮捕又は公訴を知った日から 4 か月以上12か月以内
（ <u>重大な独占禁止法違反行為等</u> ）			
12 <u>国土交通省の所属担当官又は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 2 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特殊法人等で国土交通省の所管に係るものの職員が締結した請負契約に係る工事に、次のイ又はロに掲げる場合に該当することとなったとき（当該工事に政府調達に関する協定（平成 7 年 1 2 月 8 日条約第 2 3 号）の適用を受けるものが含まれる場合に限る。）。</u>	刑事告発、逮捕又は公訴を知った日から 6 か月以上24か月以内		
イ <u>独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号に違反し、刑事告発を受けたとき（有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が刑事告発を受け、又は逮捕された場合を含む。）。</u>			
ロ <u>有資格業者である法人の役員若しくは使用人又は有資格業者である個人若しくはその使用人が競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</u>			
（建設業法違反行為）		（建設業法違反行為）	
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設	当該認定をした日か	12 当該地方整備局が所管する区域内において、建設	当該認定をした日か

業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 <u>14</u> 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官 （不正又は不誠実な行為） <u>15</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 <u>16</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	ら1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。 <u>13</u> 次のイ又はロに掲げる者が締結した請負契約に係る工事に關し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 イ 当該地方整備局の所属担当官 ロ 当該地方整備局の所属担当官以外の国土交通省の所属担当官 （不正又は不誠実な行為） <u>14</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に關し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 <u>15</u> 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	ら1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から 2ヵ月以上9ヵ月以内 1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内 当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内